

フラグシップ・ニュース 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第458号 この資料は全部お読みいただいて80秒です。

今回のテーマ： 2009年の税制改正案－経済・市場へ期待される効果

経済政策としての税制

今、税の問題は、個々の企業の税負担より経済問題への波及展開が、より重要視されます。昨年末与党が発表した2009年度税制改正大綱は、減税策が前面にでていますが、大きく分けると、市場のグローバル化への対応策による日本国内への資金還流、不動産・環境・証券税制を通じた内需拡大による国内経済テコ入れの2面があります。ねじれ国会での成立成否が注目されます。

海外子会社からの配当金には課税しない

出資比率25%以上の海外子会社からの配当金に法人税をかけない(益金不算入)制度です。日本の税率が高いため、従来の税制では海外との税率差分が日本で追加納税となるので、海外子会社の留保利益が十分に国内に還流しませんでした。今後は税制に左右されず、海外で得た所得を日本に還流できるようになります。経済産業省では日系企業の海外現地法人の内部留保を17兆円と試算しています。

海外ファンドの株式譲渡非課税制度

海外投資家(ファンド)は居住地国以外に、ケースによっては、投資先である日本でも課税されます。この取り扱いが不明確なため、対日投資をためらう最大の要因となっていたといわれてきました。今回の改正で、特定のM&A目的のファンド以外は日本国内での株式譲渡益が非課税となり、欧米の制度と同じ土俵に上がります。海外投資家(ファンド)の換金売りが一段落した後は、この税制と相まって日本株への長期投資のチャンスがくるとの意見もあります。

住宅税制、不動産税制、自動車税制に大減税策、現行証券税制の無条件3年間延長など

1) 不動産取得の促進

- ① 10年間で最大600万円(現行制度は15年間で最大160万円)を所得税・住民税から控除できる、過去最大の住宅ローン控除制度
- ② 08、09年に取得する土地の5年後以降譲渡時1,000万円の譲渡所得控除
- ③ 08、09年に土地を取得した場合、今後10年間、他の土地の売却益の課税の繰り延べ

2) 中小企業に対する欠損金繰戻還付制度の復活、法人税率の軽減

3) 環境対応車の取得・継続保有に3年間の自動車取得税・重量税の免除など広範なインセンティブ

4) 上場株式等の配当および譲渡にかかる分離課税10%を3年間延長

お見逃しなく!

法人税率の引下げ問題

大綱には今後の中期的な検討事項として一般法人税率の引下げが挙げられています。下図のとおり、日本の法人税の表面税率・実質負担率ともに他国と比べて非常に高いということが分かります。グローバル化時代における国際競争上の大きな課題です。

国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
表面税率	42.0%	40.0%	28.0%	33.0%	30.0%
実質負担率	39.1%	31.6%	28.6%	29.8%	28.4%

<出所：経済産業省「平成21年度税制改正に関する経済産業省意見」>